

●新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策●

(日鍼会会員用)

公益社団法人日本鍼灸師会危機管理委員会

令和2年1月28日 発出

令和2年2月 5日 改訂

令和2年2月24日 改訂

1. はじめに

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月31日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当すると発表した。

以下の内容については1月21日に国立感染症研究所 感染症疫学センター 国立国際医療研究センター 国際感染症センターから発出された「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」、2月13日に厚生労働省から発出された「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」および一般社団法人日本環境感染学会から発出された「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 問診・移動時の感染対策

外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者同士が、一定の距離を保てるように配慮する。急性呼吸器感染症の症状がある患者の問診・移動時には患者本人に必ずサージカルマスクを着用させ、スタッフは患者に接する際にサージカルマスクを含めた標準予防策（※リンク参照）を実施する。

3. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例のスクリーニングおよび定義

急性呼吸器感染症の症状がある患者が来院した場合、必ず予診を行い、疑い例をスクリーニングする。また、以下の全てを満たす場合を「**疑い例**」とする。

I. 発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状を有している。

II. 以下の（ア）（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

発症から2週間前以内に

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

（ウ）新型コロナウイルス感染症であると確定したものと濃厚接触がある。

※疑い例の定義

発熱（37.5 度以上）
+
呼吸器症状



曝露歴（下記のいずれかを満たす）

発症から2週間前以内に、

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

（ウ）新型コロナウイルス感染症であると確定した

4. 上記の疑い例に遭遇した場合、施術はおこなわず、速やかに最寄りの保健所への電話相談、または専門医療機関への電話相談後の受診を勧める。
やむをえず施術する場合は**接触、飛沫予防策**（※リンク参照）を実施する。

※保健所管轄区域案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

※厚生労働省の電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00（土日・祝日も実施）

※各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

（参考リンク）

【厚生労働省ホームページ】

○中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【日本医師会ホームページ】

○新型コロナウイルス関連感染症

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

※標準予防策参考リンク

https://www2.huhp.hokudai.ac.jp/~ict-w/kansen/2.01_hyoujunyobousaku.pdf

※接触、飛沫予防策参考リンク

https://www2.huhp.hokudai.ac.jp/~ict-w/kansen/2.02_kansenkeirobotuyobousaku.pdf